

災害時における下水道施設の応急復旧業務に関する協定書

町田市（以下「甲」という。）と株式会社町田清掃社（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他災害（以下「災害」という。）が発生した場合の応急復旧業務に関し、次のとおり下水道法第15条の2の規定に基づき協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の管理する下水道施設（下水道管路施設、水路、調整池、終末処理場、その他管理施設）における応急復旧業務に関し、必要な事項を定め、災害等により被災した下水道施設（以下「被災施設」という。）の機能の早期復旧に資することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、応急復旧業務を実施する必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、前項の協力要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、これに協力するものとする。

（要請手続等）

第3条 甲は、前条の規定により乙に対して応急復旧業務を要請する場合は、書面により行う。ただし、緊急等やむを得ない場合は、口頭、電話等の方法により要請し、事後において速やかに書面を送付する。

2 乙は、前項の規定による要請を受けたときは、所有する車両及び資器材を活用し、応急復旧業務を実施するものとする。

（応急復旧業務の内容）

第4条 甲が乙に対し協力を要請する応急復旧業務は、次のとおりとする。

- (1) 下水道施設の災害状況調査
- (2) 下水道施設の応急復旧
- (3) 下水道施設の保全活動
- (4) その他甲が必要と認める業務

（災害発生場所及び情報提供）

第5条 甲は、乙に対して災害発生場所を指示し、並びに被災状況等の情報提供を行うことにより、復旧業務に際して作業に支障がないよう配慮するものとする。

（下水道施設データの提供及び制限）

第6条 甲は、下水道施設の調査に必要な下水道施設の図面等を PDF 等の電子データ又は帳票として、乙に提供するものとする。

2 乙は、甲から提供を受けた電子データ又は帳票を適切に保管しなければならない。

3 甲は、下水道施設に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データ又は帳票を乙に提供するものとする。

4 乙は、甲から提供を受けた電子データ又は帳票を乙以外の第三者に提供又は開示してはならない。

（自主的活動）

第7条 乙は、災害により通信手段が途絶し、甲との連絡が不可能なとき、または、突発

的な災害が発生し、緊急な対応が必要なときは自主的に活動することができる。

(活動報告)

第8条 乙は、第3条又は前条の規定により活動を行った場合は、事後速やかに書面により甲に報告するものとする。

(活動に伴う費用負担)

第9条 この協定書に基づき、乙が要した費用は、甲が負担するものとし、その額は甲乙が別途協議の上、決定するものとする。

(請求及び支払い)

第10条 乙は、前条に規定する費用を、書面により甲に請求する。

2 甲は、前条の規定による請求があったときは、内容を確認の上、速やかに乙に対し当該費用を支払う。

(協定違反)

第11条 甲又は乙がこの協定の定め違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができるものとする。

(細目)

第12条 この協定を実施するために必要な事項は、別に細目を定める。

(協定期間)

第13条 この協定の期間は、締結の日から2017年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から申出できない場合は、この協定は1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

(その他)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

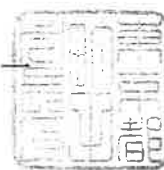
2 甲及び乙は、この協定の有効期間内であっても、双方の協議により協定の内容を改定することができるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

2016年10月3日

甲 東京都町田市森野二丁目2番22号

町田市長 石阪 丈一



乙 東京都町田市木曽東二丁目6番18号

株式会社町田清掃社

代表取締役 菅原 久仁夫



複写無効

災害時における下水道施設の応急復旧業務に関する協定書実施細目

第1 この実施細目は、「災害時における下水道施設の応急復旧業務に関する協定書」（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき、あらかじめ必要な事項を定めることを目的とする。

第2 町田市（以下「甲」という。）と株式会社町田清掃社（以下「乙」という。）の間で相互の連絡窓口を明確にしておくため、別に「応急復旧業務連絡網」を定める。また、その内容に変更があった場合は速やかに相手方へ通知する。

第3 甲は、協定第3条の規定により乙に災害応急復旧業務の要請をするときは、第1号様式により通知する。

2 乙は、前項の規定による要請に基づく災害応急復旧業務の実施に際しては、その旨を速やかに甲に通知する。なお、乙は、要請に応じられないときは速やかに甲に通知し、要請内容について甲乙で協議する。

第4 協定第8条の規定による乙から甲への活動の報告は、第2号様式による。

第5 この実施細目に定めのない事項及びこの実施細目の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、定める。

本実施細目の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

2016年10月3日

東京都町田市森野二丁目2番22号

甲

町田市長 石 阪 丈

東京都町田市木曾東二丁目6番18号

株式会社町田清掃社

代表取締役 菅 原 久仁夫

複写無効